

## 第 3 節 安心して生活できるまちづくり

### 2 3 . 地域福祉（社会福祉）

#### ( 1 ) 現況と課題

地域社会は子どもから高齢者、男性と女性、あるいは、障害のある人や経済基盤の弱い人など、さまざまな市民によって構成されていますが、高齢化・少子化の進展をはじめ、核家族化の進行など、さまざまな要因によって地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

平成 12 年に改正された社会福祉法は、「誰もが地域での通常の社会参加が図られる地域の体制づくり、すなわち、ノーマライゼーション社会の実現」を目標としており、地域における地域関係を維持し、その人らしい暮らしの質が保障される地域生活への条件整備、確実な情報提供やバリアフリー化が求められています。

こうした中、市民が住み慣れた地域の中で、豊かな暮らしを実現していくためには、市民一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの提供など、福祉の充実を図っていくことが重要です。

また、福祉サービスをより有効なものとするためには、保健や医療との連携を図り、総合的な施策の推進に努めていくことが必要です。

さらに、ともに支え合う精神のもと、地域住民が相互に助け合う支援システムを構築することが必要であるとともに、地域福祉の担い手であるボランティアグループや N P O 等の地域組織を育成、支援していくことも、地域福祉の充実を図る上で大変重要になっています。

~~このほか、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進し、市民のだれもが快適に地域の中で暮らすことのできる環境づくりを進めていくことが大切です。~~

こうしたことから、地域福祉の一層の充実に向けて「地域福祉計画」の策定を進めており、今後、この計画に基づく諸施策の推進に努め、市民の一人ひとりが地域で安心して生き生きと生活できる周南市の実現を図ることが重要です。

#### ( 2 ) 施策の方向

ノーマライゼーションの理念のもと、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを目指します。

#### ( 3 ) 施策の体系

地域福祉（社会福祉）	総合的な福祉ネットワークの整備 地域福祉活動への住民参加の促進 人材の養成・確保対策の推進 人にやさしいまちづくりの推進
------------	---

#### ( 4 ) 施策

総合的な福祉ネットワークの整備

#### A . 在宅サービスの総合的供給体制の確立

- ・ 社会福祉センター、総合福祉センターを地域福祉活動の拠点として、在宅福祉の推進に努めるとともに、市民ニーズを的確に把握し、個々のケースに応じた効果的できめ細かなサービスの提供に努めます。

#### B . 福祉サービスの利用の促進に関する情報相談、評価システムの構築

- ・ 福祉関係機関、関係者によるネットワークを形成し、情報提供システムの構築に努め、利用者の声を反映しサービスの質をより一層向上させるため、事業者に対して苦情解決・評価システムをつくりあげるとともに、健康に関する教育・相談体制、健康診査や予防施策等の保健福祉の情報提供、また、疾病対策としての一次医療と入院可能な二次医療体制等、関係機関との連携をさらに強化し、ケアマネジメントシステムの充実に努めます。

#### 地域福祉活動への住民参加の促進

##### A . 地域福祉組織の充実

- ・ 社会福祉協議会をはじめ、地域福祉組織の活動の拡充を図るとともに、市民一人ひとりのボランティア意識の高揚やボランティアグループやNPO団体等の育成・支援に努め、各種団体等との連携を強化し、地域ぐるみで地域福祉を展開します。

##### B . 施設と地域の交流

- ・ 地域住民と施設入所者との交流の促進をはじめ、介護技術など、施設の持つ機能の地域への開放を促進します。
- ・ 学校教育、社会教育との連携を密にして、福祉教育の推進に努めます。

#### 人材の養成・確保対策の推進

- ・ 福祉ニーズの増大や多様化、高度化に対応するため、地域住民を対象とした研修等を行うとともに、関係機関と連携し、人材の養成に努めていくほか、福祉従事者に対して多彩な学習とスキルアップ機会を提供し、資質の向上を図ります。

#### 人にやさしいまちづくりの推進

- ・ 公共施設や歩行道等の段差解消、道路の斜度の改善、低床バスの導入支援などのバリアフリー化を推進し、障害者や高齢者をはじめ、すべての人が安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。